

令和4年度
東京都特別職報酬等審議会

令和5年1月17日（火）

東京都総務局人事部

【石橋総務局人事部長】 本日は、大変お忙しいところ、御出席いただきましてありがとうございます。ただいまから、令和4年度東京都特別職報酬等審議会を始めさせていただきます。

私は、総務局人事部長の石橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今、委員の先生がお一人接続されていませんが、接続次第参加させていただくということで御連絡が入っております。

本日は、委員の皆様が現任期が始まって最初の審議会となりますので、会長が選任されるまでの間、私が議事進行をさせていただきます。

なお、本日はオンライン開催となりますので、発言をするとき以外はマイクの設定をミュートにさせていただきようよろしくお願いいたします。途中で映像や音声の送受信ができなくなった場合には、事務局までメールもしくは電話で御連絡をお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日御出席の委員の方々に一言、自己紹介をお願いしたいと思います。画面に投影されています名簿の順番にお願いできればと存じます。お名前をお呼びしましたら、マイクのミュートを解除して、御発言をお願いいたします。

岩田委員、よろしくお願いいたします。

【岩田委員】 岩田でございます。よろしくお願いいたします。日本経済新聞の生活情報部というところで、記者とか、編集委員とか、あるいは部長、あと論説員とかをしてまいりました。今は、女性労働協会の会長と、実践女子大学の非常勤講師をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【黒田委員】 皆様、こんにちは、黒田でございます。よろしくお願いいたします。私は、全国の消費生活センターで消費生活相談員をしております者たちで構成しております全国消費生活相談員協会の理事・事務局長をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

【杉浦委員】 連合東京の杉浦でございます。よろしくお願いいたします。2019年、令和元年の10月に会長に就任いたしまして、初めての出席になります。どうぞよろしくお願いいたします。今年は、まさにあらゆるものが高くなっておりまして、政府、経済団体、私ども労働団体とも賃上げという雰囲気にはなっていて、私たちが広げていくことが責務だと思っております。私どももこれから賃上げの交渉に入っていくところでございますので、本当は期待しているということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

染谷委員が今、接続がちょっとできていませんので、続きまして武智委員、お願いいたします。

【武智委員】 中央大学の武智です。行政学を専門としております。よろしくお願いいたします。

【竹鼻委員】 竹鼻と申します。よろしくお願いいたします。豊島岡女子学園中学校・高等学校で校長をしておりまして、女性の社会での活躍を推進できるように、たくましい生徒を育てていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【出合委員】 出合でございます。よろしくお願いいたします。私は、地方公務員の採用試験を作る側に立っております。今まさに人材獲得競争の真ん中にいるという仕事をやっております。本日はよろしくお願いいたします。

【中村委員】 青山学院大学の中村と申します。大学では、経済政策論、公共政策等を教えております。また、学外では、日本経済政策学会の会長、日本計画行政学会の副会長等を務めております。その立場から、何かお役に立てればと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

【渕上委員】 渕上俊則と申します。どうぞよろしくお願いいたします。私は、総務省出身でございまして、自治部局のほか、人事・恩給局に勤務いたしておりました。現在は地方公務員安全衛生推進協会では仕事をしております。最近大きく問題になっておりますメンタルヘルスをはじめとする健康安全問題に取り組んでおります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【湊委員】 先生方、皆様、こんにちは。湊でございます。湊総合法律事務所という法律事務所を経営しております。以前、私は東京弁護士会の副会長をしておりまして、そのような関係からこのお仕事に携わらせていただいております。今、中小企業に、特にSDGsとか、そういうビジネスの人権とか、そういったことを浸透させていくような業務をしております。今日はよろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

次に、都側の出席者につきまして御紹介させていただきます。

【小笠原総務局次長】 小笠原です。どうぞよろしくお願いいたします。

【福崎教育庁次長】 福崎です。よろしくお願い申し上げます。

【小山議会局長】 議会局長の小山でございます。よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会長の選任に移らせていただきます。

当審議会条例第5条第2項の規定で、会長は委員の互選によって定めるとされております。委員の皆様の中で、御意見、御推薦がございましたら、挙手ボタンをお願いいたします。

渚上委員、よろしくお願いいたします。

【渚上委員】 僭越ですけれども、私のほうから御推薦させていただきたいと思います。

出合さんは、人事院事務総長などを歴任されておられまして、人事制度にも精通されて、しかも行政経験も豊富でございますので、出合委員が最適任だと思っております。御推薦申し上げます。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

ただいま渚上委員から、出合委員を会長にとの御提案がございました。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。それでは、出合委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、出合会長、御挨拶をお願いいたします。

【出合会長】 ただいま、委員の皆様方から御推薦いただきました出合でございます。微力ではございますが、円滑な審議会の運営に努めてまいりたいと思っております。

この審議会も、平成31年1月以来4年ぶりの開催になりますので、初めての委員の方が多くいらっしゃると思いますが、率直な意見交換をして、適切な答申に導けたらと思っております。委員の皆様の御協力よろしくお願いいたします。

【石橋総務局人事部長】 ありがとうございます。

それでは、出合会長、これからの議事進行をよろしくお願いいたします。

【出合会長】 まず、審議に入る前に、会長代理の選任を行いたいと存じます。会長代理につきましても、当審議会条例第5条第4項の規定により、会長が指名することになっております。私といたしましては、経済政策に関する豊富な知見をお持ちの中村委員に、会長代理をお引き受けいただければ心強いのですが、いかがでございましょう。皆様、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【出合会長】 では、中村委員に会長代理をお願いしたいと存じます。

中村会長代理、一言御挨拶をお願いいたします。

【中村会長代理】 ただいま、出合会長から御指名をいただきました中村でございます。皆様の御支援をいただきまして、微力ではございますが、会長代理の職責を全うしてまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

【出合会長】 ありがとうございます。

それでは初めに、諮問を兼ねまして、小笠原総務局次長から御挨拶をいただきたく存じます。

【小笠原総務局次長】 ただいま御紹介いただきました総務局次長の小笠原でございます。東京都特別職報酬等審議会への諮問に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、御多忙のところをお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また、皆様には日頃から都政に対して御指導、御協力を賜っており、この場をお借りして厚く御礼を申し上げます。

諮問についてでございますが、昨年の10月12日に東京都人事委員会から一般職員の給料表に関する勧告がございました。本日は、都の人事委員会から給料表に関する勧告がありましたことから、特別職報酬等審議会条例第2条第2項に基づきまして、特別職の報酬について御審議をいただきます。

諮問文を今、画面に映らせていただいております。知事からの諮問文につきましては、こちらのとおりでございます。御覧いただければと存じます。

それでは、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

【出合会長】 小笠原次長、ありがとうございます。

それでは、ただいまから、御諮問いただきました東京都の特別職の報酬等の取扱いについて、審議に入ります。まずは事務局から関係資料の御説明をお願いいたします。

【野田総務局人事課長】 人事課長の野田でございます。画面に映しております資料の内容につきまして御説明申し上げます。事前に委員の皆様にはお送りしておりますので、そちらも併せて見ていただければと思います。

まず、1ページを御覧ください。本審議会の設置に関する条例全文でございまして、設置の趣旨などを定めているものでございます。

続きまして、2ページを御覧ください。2ページと3ページで、東京都と国の令和4年の給与勧告の概要についてまとめてございます。左側が東京都、右側が国の勧告の概要で

ございます。左側の東京都を見ていただきますと、項番1の公民較差はプラスの0.20%、額にしてプラス828円でございます。

2のポイントのところでございますが、公民較差の解消を図りつつ、人材確保等の観点から、初任層に重点を置き、若年層について給料表の引上げを行っております。特別給、いわゆるボーナスにつきましては、民間の支給割合が都職員の支給月数を上回っていることから、較差を解消するため、都職員の支給月数を0.1月分引き上げております。

3の給与改定の内容を御覧ください。指定職給料表についてですが、こちらは改定なしとなっております。また、右側を見ていただきますと、国の指定職俸給表についても改定なしということで、改定が見送られております。

以上が、本年の給与勧告並びに給与改定の概要でございます。

続いて、4ページをお開きください。こちらは、東京都、国、主要道府県及び大都市等の給与勧告の状況の一覧をお示ししております。表の左側、主要な道府県及び特別区の状況でございますが、例月給、特別給ともに全て引上げとなっております。続きまして、右側の政令市の状況でございますが、例月給につきましては、京都市のみが改定なしとなっており、その他は全て引上げとなっております。また、特別給については、全て引上げとなっております。

続いて、5ページを御覧ください。こちらは、令和4年の東京都と国の一般職及び特別職の報酬等の月額を比較したものでございます。左側が東京都の状況でございます。重要条例局長及び条例局長に支給される金額につきましては、それぞれ96万5,000円、89万5,000円となっております。さらに、その下に現在の特別職の報酬等の額を記載しております。これは、平成27年度に開催された本審議会の答申に基づき改定したものでございまして、平成28年4月1日から適用されております。

続きまして、右側が国の状況でございます。都の特別職と比較いたしますと、例えば国務大臣は146万6,000円となっておりまして、都知事の145万6,000円と同水準の報酬となっております。なお、左下の備考欄に概要を記載しておりますが、知事の給与につきましては、現在、特例条例を制定し、時限的な減額措置として、知事給与を50%減額しております。また、都議会議員の報酬につきましても、特例条例を制定し、議員報酬を20%減額しております。

続いて、6ページをお開きください。6ページから7ページにかけて、東京都及び国における特別職の報酬等の推移を記載してございます。左側の東京都の欄を上から下に御覧

いただきますと、報酬等のピークは平成8年となっております、その後、一般職の引下げ改定が続いたことから、特別職についても引下げが行われてまいりました。また、時期は多少ずれますけれども、国も同様の傾向となっております。

続きまして、8ページをお開きください。8ページから10ページにかけて、平成18年度以降の本審議会の答申の概要及び対応の推移をお示ししております。都の特別職の報酬等の改定につきましては、局長級職員に適用される指定職給料表の改定内容に基づいて行われるのが基本的な考え方となっております。10ページでございます直近の平成30年度につきましても、この考え方に基づいて、改定見送りの答申をいただいております。詳細につきましては、参考として御覧いただければと思います。

続きまして、11ページを御覧ください。こちらは、初めに御説明しました給与勧告の基になる官民の給与比較の状況について、例月給、ボーナスなどをお示ししております。また、一番下には、参考までに、区部の消費者物価指数、消費支出の推移について記載しております。

続きまして、12ページを御覧ください。過去10年の都財政の状況について、決算ベースでその推移を記載してございます。都の実質収支を見ていただきますと、平成28年度から令和元年度にかけては、毎年1,200億円超の黒字でございましたが、令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症に伴う経費の増加などに伴いまして、ほぼ均衡しております。上から2行目の都税収入についてですが、都におきましては法人事業税及び法人住民税のいわゆる法人二税の占める割合が高いため、景気変動の影響を受けやすく、これまでも不安定な増減を繰り返していることから、今後の税収動向は慎重に見極める必要がございます。また、歳出のうち、人件費の額と歳出総額に占める割合につきましては、資料の中段にお示ししておりますが、令和3年度では人件費の割合が16.1%となっております。

続きまして、13ページから15ページにかけては、非常に細かな数字が並んでおりまして恐縮ですが、主要道府県、政令市、それから東京都23区、さらには多摩地域26市の特別職の報酬の比較表をお示ししてございますので、こちらは御参照いただければと存じます。

続きまして、16ページを見ていただきますと、こちらが平成30年度の答申になります。令和元年度から昨年度までの3年間は、給料表に関する人事委員会の勧告がなされませんで、本審議会の開催を見送っていたため、直近で開催いたしました平成30年度の答

申をつけております。平成30年度につきましては、東京都の一般職の給料月額について、公民較差が108円、0.03%と小さいものであることから、人材確保の観点から初任層についてのみ改定が行われております。特別職報酬等の改定の基準となる指定職給料表については、改定が見送られております。また、国の特別職のうち、内閣総理大臣等の俸給月額についても、改定は行われておりません。

これらの状況を総合的に考慮いたしまして、平成30年度は、特別職の報酬等について改定見送りの答申をいただきまして、改定を見送っております。

最後、17ページにつきましては、委員の皆様方の名簿をつけさせていただいております。

以上、駆け足でございましたが、資料の説明を終わらせていただきます。

【出合会長】 野田人事課長、ありがとうございました。

ここで染谷委員が参加されましたので、御挨拶をお願いいたします。

【染谷委員】 染谷と申します。大変遅くなりまして申し訳ありませんでした。ちょっと接続不調で、調整しておりました。本日の会議の内容は、今、資料の説明をお聞きしておりましたので、よろしく願いいたします。大変失礼いたしました。

【出合会長】 ありがとうございます。

それでは、改めてこれから質疑に入りたいと思いますが、その前に私から1点質問させていただきます。

今、御説明にありました特別職の報酬の改定、原則として、指定職給料表の改定内容に基づいてこれまで行ってきておりますけれども、今年度は、指定職給料表について、先ほど御説明がありましたが、どうして改定が見送られたのでしょうか。

【石橋総務局人事部長】 それでは、私から説明します。今回、都の指定職給料表の改定につきましては、国の指定職俸給表が人事院勧告において改定なしとされたことを踏まえまして、改定が見送られております。

【出合会長】 すると、国の指定職俸給表の改定が行われなかったのはどんな理由か、御存じでしょうか。

【石橋総務局人事部長】 本年、国の俸給表改定は、人材確保の観点を踏まえまして、若年層を対象としたものであるということから、改定を行わないことと判断されたと聞いてございます。

【出合会長】 分かりました。較差が非常に小さかったので、指定職まではということ

だったようであります。

私からは以上でございます。

先ほど事務局から説明をいただきましたけれども、何か御質問がありましたら、どうぞ御遠慮なく御発言ください。いかがでしょうか。

【染谷委員】 それでは、すみません、東京商工会議所の染谷でございます。

【出合会長】 どうぞ。

【染谷委員】 よろしいでしょうか。すみません、ちょっと遅れて参加しながら、大変恐縮ですが、御説明の中にもあったかもしれないんですが、都知事の給料など、報酬等の減額がなぜまた実施されているのかというところを改めてお聞きできればと思います。よろしく願いいたします。

【野田総務局人事課長】 私からお答えさせていただきます。現在の知事の給与減額は、さらなる都政改革に向けた知事の決意及び姿勢を明らかにするために実施しているものでございます。こちらは、政策的な配慮によって、期限を定めて、自主的に給与の一部を返上しているものでございます。

【染谷委員】 ありがとうございます。すみません、もう1点ですが、今回の都知事の給料や議員の報酬減額について、この報酬審議会への諮問というのは行われなんでしょうか。よろしく願いします。

【野田総務局人事課長】 はい、知事や都議会の政治判断によりまして期限を定めて行っているもので、給料月額そのものを変更するものではございませんので、こちらの報酬審議会には付議するものではないと考えてございます。本審議会は、あくまで適正な給料月額あるいは報酬月額を定めるものと考えてございます。

以上でございます。

【染谷委員】 ありがとうございます。承知しました。

【出合会長】 そのほか。岩田委員、どうぞ。

【岩田委員】 すみません、ありがとうございます。今のにちょっと関連するんですけども、議員の報酬2割減というのが括弧内に書いてあったんですけど、これはいつまで続くということになっているのかというのが一つと、あと、令和4年度の決算はちょっと厳しいかもしれないということはあったんですが、見通しとしてはどういう感じで捉えていらっしゃるのかという、その2点をちょっとお伺いできればと思います。

【野田総務局人事課長】 議員については、都政改革に向けて議員自らが身を切る改革

ということで、特例条例を制定いたしまして、平成29年度からこれまで毎年度、減額措置を継続しているという状況でございます。現在の条例では、期限は令和5年3月31日までとなっておりますけれども、こちらが、毎年度継続しているところではございますので、今後どのように取り扱われるかというところは、また都議会の独自の判断ということになろうかと考えております。

【出合会長】 よろしゅうございますか。

【岩田委員】 議員の報酬については、3月31日までで、来年度以降どうなるかまだ議会の方向次第ということで理解いたしました。

あと、令和4年度決算の見通しというのはどういうことで捉えていらっしゃるか、もし何かございましたらということで、お願いします。

【野田総務局人事課長】 令和3年度につきましては、先ほどの資料にもございましたとおり、こちらは、都税収入が増加していたことに伴いまして、基金の積立てとか、各種基金の取崩しの抑制、それから都債の発行抑制なども行ってございまして、将来を見据えた堅実な財政運営はできていると考えているところでございます。

令和4年度につきましてはこれからになりますので、現在は令和3年度の決算時点で御判断いただければと思います。

【岩田委員】 令和4年度についてはまだ予断なしということですね。了解しました。

【出合会長】 そのほかございますでしょうか。御質問があれば、どうぞ遠慮なく。よろしいですか。

それでは、御質問のほうはこれまでとしまして、次に、知事から諮問のありました特別職の報酬の取扱いにつきまして、これが本番ということになるわけですが、現在の月額を維持したほうがいいのか、いわゆる改定を見送るということですが、それとも引き上げるのか、引き下げるのか、その考え方につきまして皆様の御意見を賜りたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

杉浦委員、お願いいたします。

【杉浦委員】 杉浦でございます。先ほどの自己紹介のときにお話ししましたように、私どもは労働団体ということで、今日審議をさせていただくのは特別職ということでございますし、先ほど染谷委員、岩田委員からもございましたように、議員の減額関係についてはこの報酬審議会の議題ではないというお話もございましたが、これだけ急に物価高、そして東京においては40年ぶりに消費者物価指数が上がっているという状況の中で、も

ちろん理解はしますけれども、副知事を含めまして特別職の皆さんにおかれましても、公務員の皆さんの改定なしの理由の中で、年齢的に若い方たちに重点的にやるということで、それは理解するんですけれども、この間の物価高では、これはもう年齢に関係なくということでございますし、特に年齢が高い方は消費も高いということでございますので、今後、タイムラグという部分ではありますけれども、ぜひ特別職の皆さんについてはそのような対応もいただければということをつけ加えさせていただきます。また、これも今、委員の皆さんからございましたように、都知事を含めて、議員の皆さんの減額措置の関係は、都知事については個人的な政策ということもございましてけれども、議員の皆様におかれましては、20%ということになったときに、関連されていく政策だとか、いろいろなものを進めるに当たり、これも影響してくるのではないかと考えています。

そういう意味では、先ほどお話がございましたように、この中では付託ということではございませんし、一応3月31日までのところだということは何っておりますけれども、この報酬審議会の中で私のほうから、議員の皆さんの減額だけでも、どのように考えるのかということで、諮問の中で意見を出させていただいたということをぜひ議事録に載せていただくことをお願いしたいと思います。

以上でございます。

【出合会長】 ありがとうございます。

そのほか、御意見はいかがでしょうか。

非常に小さい較差の中で、上のほうがなかなか上げられないという実態にはあるんですけれども、これからの将来を見据えてどう考えるかという視点でも結構かと思えます。よろしくお願いたします。中村委員、お願いたします。

【中村会長代理】 今回の改定を行わないということについては、国とのバランス、国と地方との関係、あるいは他の地方自治体との関係、いろいろなバランスでやむを得ないところはあるかもしれませんが、今の日本経済全体としては、どうやって賃上げを実施するかということが経済の方向性の打開策の一番の目標になっております。民間の営利企業とは違いますので、公務員の給与全体が難しいところはあるかもしれませんが、日本全体に占める非営利部門の割合も大きいところがありますし、そういう意味では公務員の給与というものが非常に大きな波及効果を持っておりますので、国の動きだけではなく、そういった経済全体に及ぼす効果というものも今後の視点として考慮していただければと思います。

減額につきましては、給与というものは、もともとは職責に対する対価という意味があります。特にここ数年の困難な時期に、それに見合った、あるいはそれ以上の働きをしていただいたということについては、都民としても感謝するところがあると思います。そういう意味で、政治的には減額という言葉は非常に耳触りはいいかもしれませんが、例えば特別職の方の場合には、一般の民間のサラリーマンの平均給与と比べれば額は大きいかもしれませんが、それに伴う職責というものを考えた場合には当然の支払うべきもの、受け取っていただくべきものという観点も必要ではないかと思っております。

また、都の財政を見る限りでは、経常支出に占める人件費の割合というものはこのところ下がってきております。財政収支を大きく圧迫するということになるのと、また別の問題にはなるかもしれませんが、都の財政を改善するという意味では、人件費の抑制というのがこの数年かなり貢献していると思います。そういう意味でも、今後については、抑制するということが議論の対象にならないように、次の視点を持っていただければと思っております。

以上でございます。

【出合会長】 ありがとうございます。

何か、3すくみ、4すくみになって、なかなか給与も含め動かないという形が続いているのですけれども、これを将来に向かってどうやっていくかというのは大きな視点ではないかなと思います。

そのほか御意見はございますでしょうか。遠慮なくどうぞ。いかがでしょうか。

先ほど御説明いただいて、このところ上げていない、改定は小さい、国も動いていないと、こういろいろなことを積みかけられるとなかなか物が言いづらいという状況にあると思うんですけれども、先ほど申し上げましたけれども、将来に向けての話でも結構ですが、御意見はございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、皆様、資料の御説明で大体全体の状況がお分かりになっていらっしゃると思いますので、私のほうから一応整理して申し上げたいと思います。

今年度につきましては、人材確保の観点から、初任層に重点を置いて、若年層のみを引き上げるといった改定が行われましたけれども、それ以外の部分については給与の改定が行われておりません。それから、これまでの特別職の報酬等の改定は、原則として指定職給料表の改定内容に基づいて行われてきているのを慣例としておりますが、この指定職給料表についても、改定が本年度は見送られております。また、国の特別職及び国の指定職に

ついても改定が行われていないという状況でございます。

これらを総合的に考えますと、今年度の改定につきましては、残念ではありますが、改定を見送るという結論を持たざるを得ないのかなと思っております。現在の報酬の額を据え置くのが妥当ではないかと思えます。

いかがでしょうか。こういう結論で、よろしゅうございますか。

将来的にはもう少し、3すくみ、4すくみを解消して何とかできるといいなと私自身も思っているんですが、今年度で特別職のところだけが突出するというわけにもいかないと思いますので、今年度は現在の報酬の額を据え置くということで決定していきたいと思っております。

こういう答申をまとめていきたいと思いますが、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

【出合会長】 それでは、ここで事務局から、答申に向けた具体的な案の作成をお願いしたいと思います。準備をお願いいたします。

それでは、事務局から、議論のたたき台となる答申案等について御説明をお願いいたします。

【野田総務局人事課長】 それでは、御説明いたします。「特別職の報酬等の改定について(案)」、こちらを御覧いただきまして、事務局案を御説明いたします。

今年度の給与改定につきましては、人材確保等の観点から若年層は引き上げたものの、若年層以外は改定が行われなかったこと、指定職給料表(局長級の給料表)も、改定が行われなかったこと、そして国においても、特別職の報酬等及び指定職俸給表とも改定が行われなかったことなどを踏まえまして、都の特別職の報酬等の額についても、改定なし、据置きとさせていただきます。

こちらの資料の下段には、報酬等の額について、令和4年・令和5年の比較をお示ししてございます。今申し上げましたとおり、給料・報酬等の額は据置きとさせていただいておりますが、期末手当の支給月数については、既に0.1月分の引上げがなされている指定職の職員に自動連動することから、その分が増額となっているところでございます。

なお、先ほど議論のございました知事や議長、副議長、議員につきましては、特例条例を制定し、給与の減額措置を行っておりますので、減額後の金額も括弧書きで併記しているものでございます。

では続きまして、答申案について御説明させていただきます。「令和4年度 東京都特別

職報酬等審議会答申（案）」を御覧ください。

1、「はじめに」の部分につきましては、知事から本日諮問を受け、多角的な視点から審議したという内容でございます。

2番目の報酬等の現状では、これまでの説明の中で使ってまいりました、報酬改定に当たり参考とすべき指標の状況、この間据置きが続きましたので、経年的な指標の状況をお示ししております。

それから、右側の3の本審議会の意見でございますが、本日のこれまでの議論を要約してお示ししております。

都の特別職の報酬等は、一般職の給与改定、国の特別職の報酬等の状況、さらには社会経済情勢等を総合的に勘案して改定すべきものであること。

今年度、東京都の一般職の給料月額については、人材確保の観点から、初任層に重点を置き、若年層は引き上げているものの、若年層以外は改定が行われていないこと。特別職の報酬等の改定の基準となる指定職給料表についても改定が行われていないこと。

また、国の特別職のうち内閣総理大臣等の俸給月額や指定職俸給表についても、本年度、改定が行われていないこと。

最後は、我が国の景気状況としまして、持ち直しの動きが続いていくことが期待されるものの、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが景気を下押しするリスクとなっていること。

これらの状況を総合的に勘案いたしまして、東京都の特別職の報酬等につきましては、今回は改定を見送ることが適当であるとしております。

資料の説明は以上でございます。

【出合会長】 ありがとうございます。

ただいま説明のありました改定に関する考え方及び答申案ですが、これにつきまして皆様から御意見を頂戴したいと思います。いかがでございましょうか。大体まとまってきているのかなと思っておりますが、よろしいですか。

それでは、皆様の御意見も、ほぼこの答申案ということで賛同いただけたと思います。

それでは、答申文の決定を行いたいと思います。本審議会といたしましては、特別職の報酬等の額につきまして、皆様に審議をしていただきましたところでございますが、画面にお示したこの答申案は、審議内容を踏まえたものとなっていると思いますので、当審議会の答申として決定したいと思います。いかがでございましょうか。よろしゅうございます

か。

(「異議なし」の声あり)

【出合会長】 ありがとうございます。それでは、これを答申として決定いたします。

次に、答申を行いたいと思います。

皆様、画面の答申文を御覧ください。

本日、特別職の報酬等の額について慎重に審議した結果、答申文のとおり答申を行わせていただきます。

この答申の趣旨を尊重して、お取り計らいいただきますよう要望いたします。

最後に、小笠原総務局次長から御挨拶をいただきたいと思います。お願いいたします。

【小笠原総務局次長】 それでは、一言、御礼の挨拶を申し上げます。

ただいま、出合会長から答申を頂戴いたしました。誠にありがとうございました。

委員の皆様には大変熱心な御審議をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

頂戴しました答申につきましては、御趣旨を十分に踏まえまして、所要の対応を取ってまいりたいと存じます。

今後とも、都政運営に対する皆様の一層の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。簡単ではございますが、私の御礼の挨拶とさせていただきます。今日はどうもありがとうございました。

【出合会長】 ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度東京都特別職報酬等審議会を閉会いたします。

委員の皆様には、御多用中にもかかわらず、誠に長時間にわたり御審議をいただき、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

— 了 —